

新宮市告示第63号

新宮市事業継続支援補助金交付要綱

新宮市事業継続支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月8日

新宮市長 上田 勝之

## 新宮市事業継続支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における商工業の維持、活性化を図るため、既存店舗等で継続して事業を行う者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することに関し、新宮市補助金等交付規則（令和7年新宮市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「既存店舗等」とは、新宮市内に所存する事業の用に供する事業所、事務所、店舗、工場その他これらに類するものであって、10年以上同地にて営業を継続している本社（本店）の機能を有するものをいう。

### (補助事業)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 既存店舗等で営業を行うもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項並びに同条第13項第2号に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業その他市長が不相当と認める種類の営業を行うものを除く。
- (2) 補助金の交付決定後に開始し、当該年度内に完了する事業であること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市内の振興に寄与すると市長が特に認める事業
- (4) 原則として、この要綱による補助金の交付後5年以上継続して営業しようとするものであること。ただし、やむを得ない事情により5年未満で営業を廃止し、又は休止したと認められるときは、この限りでない。

### (補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を備える者のうち、既存店舗等を営む個人若しくは市内を本店所在地とした法人登記が行われている法人で、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 適切な事業計画を有していること。
- (2) 既存店舗等の改修に関し、国、県又は本市の他の補助金の交付を受けてい

ないこと。ただし、市長が市内の振興に寄与すると認める場合は、この限りでない。

(3) 市税等を完納していること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員及びその関係者

(2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

(3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

(4) フランチャイズチェーン方式による営業を行っている者又は行おうとする者

(5) 別表に定める業種に該当するもの

(6) 過去にこの要綱による補助を受けた者

(7) 同一年度において、この要綱による補助申請を行っている者

(8) 前6号に掲げるもののほか、市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者

(補助対象経費)

第5条 補助事業における補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

(交付申請書の添付書類等)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に係る見積書の写し

(2) 事業計画書

(3) 既存店舗等の付近見取図

(4) 施設改修に係る家主の承諾書（賃貸施設を改修する場合に限る。）

(5) 市税等に未納がないことを証明する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第11条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の支払を証する書面の写し

(2) 完成前及び完成後の写真（施設を改修する場合に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月8日から施行する。

別表(第4条関係)

第4条第2項第5号に規定する業種

農業
林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
漁業
金融業・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
娯楽業、サービス業等のうち以下のもの
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
易断所、観相業、相場案内業
競輪・競馬等の競走場、競技団
芸妓業、芸妓斡旋業
場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
宗教
政治・経済・文化団体

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額	事業期間
①改装費 既存店舗等の改修に係る工事費であつて、本補助事業の遂行に必要なもの。	2分の1	30万円を上限とする。	交付決定の日から当該年度末日までとする。
②設備費 ただし、汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物は除く。			

様式（略）